

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ2頁4行目以下「どの程度の危険が重大で因果関係の肯定に結びつくのかは科学法則から明らかになるわけではない。」とあるが、相当因果関係説における社会的な相当性判断においても、行為者や一般人は科学法則を基に判断しているのではないのか。そうだとすれば、そのような批判は相当因果関係説においてもあてはまるのではないか。
- 10 2. 弁護レジュメ2頁15行目以下「条件関係が認められる結果のうち、実行行為の具体的危険が現実化したものとして、行為者に帰属せしめるのが社会通念上相当と認められる結果だけを選び出し、このような結果についてのみ行為者に帰属させ、責任を問うのが妥当である。このような絞りは経験則上その実行行為と結果との間に相当な関係があるかということを経験則上として行うべきである」とあるが、危険の現実化説を弁護レジュメ2
- 15 頁8行目判断基準が曖昧である」とする一方で、相当因果関係説における「経験則上」という判断を曖昧でないとする根拠は何か。
- 20 3. 弁護レジュメ4頁1行目以下「Aに重篤な心臓疾患がなければ本件暴行によって致死結果を生じることにはなかったもので、本件暴行から致死結果が生じること是一般人の経験則上考えられるものではなく、社会通念上相当であるとは言えない。」とあるが、これは、
- 20 弁護側は、事後的な評価を折衷説における相当性判断の基礎にするということか。
- また、弁護側は、63歳という比較的高齢の者の口部を抑え、鼻口部を圧迫するという行為は、一般人の経験則上致死の結果が生じるものではない行為であると評価するのか。
4. たとえばXがAに傷害を加えた結果、Aが逃走しようとして転倒し死亡した場合、弁護
- 25 側のとる折衷説では因果関係を否定し、傷害罪が成立し、傷害致死罪は成立しないのか。

以上